

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和 2年 1 2月 1日

名古屋市農業委員会会長 殿

申請者 氏名 名古屋 太郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所						年 齢
	〒123-4567 名古屋市中川区〇〇町〇番地						40 才
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現況			
	名古屋市中川区〇〇町	△番	畑	畑	330	名古屋 太郎	市街化調整区域
	以下余白						
計 3 3 0 ㎡ （田 ㎡、 畑 3 3 0 ㎡）							

3 転用計画		(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細										
			分家住宅	現在、妻と子ども二人と生活しているが、両親の畑を手伝うため、また、子ども二人の成長により、現在の家が手狭となってきたため、両親の家の近くに住宅を建築する。										
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和 3 年 4 月 1 日から 永 年間											
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期（着工 令和3年 4月 1日 から 令和3年 7月 3 1日まで）				第2期（着工 年 月 日 から 年 月 日まで）				合 計			
			名 称	棟 数	建築面積	所用面積	名 称	棟 数	建築面積	所用面積	棟 数	建築面積	所用面積	
		土地造成				330 m ²				m ²			330 m ²	
		建 築 物	住宅	1	105 m ²	330			m ²		1	105 m ²	330	
		小 計		1	105	330					1	105	330	
		工 作 物												
		小 計												
		合 計		1	105	330					1	105	330	
										建蔽率 31.8 %				

4 資金調達についての計画	総事業費 (内訳) 土地造成費 400千円 (造成見積額 整地のみ) 建築費 21,000千円 (フェンス等 外構含む) その他雑費 500千円 合計 21,900 千円 調達方法 (内訳) 自己資金 (5,000千円 (〇〇銀行〇〇支店 普通預金)) 借入金 (16,900千円 (〇〇銀行〇〇支店 融資予定)) 合計 21,900 千円
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	土地造成は整地のみで、汚水等排水は、浄化槽により処理し、申請地の北側及び西側に隣接する農地に流れ込まないようにする。 雨水は集水枥で集水して、道路側溝へ排水する。(別添 土地利用配置図中に記載) 建築物は2階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないように対処する。 なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任を持って解決する。
6 その他参考となるべき事項	都市計画法第29条第1項第2号(開発許可) 事前相談済(令和2年11月20日) 〇〇土地改良区意見書添付

(記載要領)

1. 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
2. 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
3. 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
4. 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

添付書類

- (1) 法人又は団体にあつては、定款若しくは寄附行為の写し、又は法人の登記事項証明書
- (2) 所有権以外の権限に基づいて申請をする場合は、所有者の同意を確認できる書面、賃借権等に基づく耕作者がある場合には、その承諾書
- (3) 申請土地の登記事項証明書
- (4) 当該事業に関連し、法令の定めるところにより許認可、関係機関の決議を要する場合において、これらを了している場合は、それを証する書面又はその写し
- (5) 取水排水についての水利権者、漁業権者の同意のように関係者において当該事業につき同意を得ている場合は、それを証する書面又はその写し
- (6) 申請にかかる農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書
- (7) 転用予定地の位置及び付近の状況を表示する図面(縮尺1/2,500～10,000程度)
- (8) 申請土地の地番地目を表示する図面(公図など)
- (9) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設物間の距離を表示する図面(縮尺1/100～1,000程度)
- (10) その他参考資料

